

○中国地方整備局告示第19号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成22年2月16日

中国地方整備局長 福田 功

第1 起業者の名称 島根県

第2 事業の種類 一般国道485号改築工事（松江第五大橋道路・島根県松江市下東川津町字胡麻畑から同市東津田町字舟津田地内）及びこれに伴う一般国道9号拡幅工事

第3 起業地

1 収用の部分 島根県松江市下東川津町字胡麻畑、字奥、字長池、及び字番貫、並びに同市上東川津町字八色谷、字奈倉、字才ノ神、字松本、字高丸、字岩畑、字奥才ノ神、字仲田、字岡屋敷、字藤廻、字樋ノ口、字神田、字片山、字高野垣、字南下、字郷原、字毘沙門前、字荒神谷、字上ノ奥、及び字草町、並びに同市西尾町字米坂、字大谷、字上ノ殿、字出、字客戸、字西谷、字的場、字三百尻、字半田、字神田、字高原、字山邊、字漆谷、字南尾、字梅面、字観音山、字手貝、及び字手貝沖、並びに同市東津田町字中島、字梅前、字原屋敷、字宮原、字宮沖、及び字舟津田地内

2 使用の部分 島根県松江市上東川津町字仲田、字藤廻、字神田、字片山、字南下、字上ノ奥、字郷原、及び字草町、並びに同市西尾町字槇平、字大岩、字米坂、字手貝、及び字手貝沖、並びに同市東津田町字中島、字原屋敷、字梅前、字宮原、及び字宮沖地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、松江市下東川津町字胡麻畑地内の一般国道431号川津バイパスの接続点を起点とし同市東津田町字南外地内の一般国道9号（松江道路）との接続点の松江ジャンクション（仮称）を終点とする全体計画延長5,203mのバイパス方式による「一般国道485号改築工事（松江第五大橋道路）及びこれに伴う一般国道9号拡幅工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち「一般国道485号改築工事（松江第五大橋道路）」（以下「本体事業」という。）及び本体事業の施行に伴い必要の生じた一般国道9号拡幅工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる国道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道485号（以下「本路線」という。）は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）（以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、本件事業は改正法附則第3項に基づく一般国道の改築工事であると認められる。また、道路法第13条第1項は、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理について「政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内に

については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。」と規定するところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けた一般国道でないこと及び本件区間の存する区域が島根県であることから、島根県が管理を行うものである。

よって、島根県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、島根県隠岐郡隠岐の島町を起点とし、同郡西ノ島町、松江市美保関町を経て終点の松江市西津田に至る総延長162.3kmの路線で、隠岐地方と松江地方を連絡し、更に松江市内においては市内東部の要所を南北に結ぶ主要幹線道路である。

しかしながら、松江市は中心部が一級河川斐伊川水系大橋川により南北（それぞれを橋南地区及び橋北地区という。）に分断され、それを繋ぐ橋は4橋のみであるため、この周辺は朝夕の時間帯を中心に交通混雑が発生している。特に本路線のうち松江市学園地内からくにびき大橋を経由する松江市西津田地内までの延長約2.5km区間（以下「現道」という。）は、行政、交通、商業の要所となっていることに加えて、安来市、米子市、東出雲町など市東南部の周辺都市と松江市橋北地区の車両のほとんどが相互に現道を通過する状況となっているため、交通混雑の状況はさらに顕著になっている。また、交通事故も多発するなど主要幹線道路としての機能が著しく損なわれており道路整備が急務となっている。一方、歩行者、自転車においても、本件事業計画地周辺には一級河川斐伊川水系大橋川を跨ぐ道路がなく、現道に架かるくにびき大橋まで大きく迂回する必要があることから、橋北地区と橋南地区の隔たりは大きく、南北を往来する通勤・通学者に支障をきたしている。

本件事業の施行により、松江市街地の外環状道路として機能し、中心部と郊外を連絡する交通を分散し、現道の交通混雑の緩和と周辺都市と松江市橋北地区との安全かつ円滑な交通確保により主要幹線道路としての機能向上を図ることができる。併せて、西尾インターチェンジ（仮称）から一級河川天神川左岸までの区間への自転車歩行者道路の設置により、歩行者等の安全かつ快適な通行が可能となり、橋北地区と橋南地区を往来する通勤・通学者の利便性も向上する。

また、本件事業は部分出入制限を設ける立体構造の道路であることから、松江市西尾町地内に西尾インターチェンジ（仮称）を、松江市東津田町地内に国道9号インターチェンジ（仮称）を設置して、主要幹線道路である市道八幡西尾線、県道本庄福富松江線、一般国道9号と接続させることとしている。これにより、市内を東西に結ぶ主要幹線道路と結ばれることとなり、より一層の円滑な交通確保が期待されることである。

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件を満たさないが、島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号）に基づき環境影響評価を実施している。島根県において平成15年3月に実施した都市計画道路東津田連絡線・東津田下東川津線環境影響評価書によると、騒音予測において1箇所ほど基準値を上回る地点があったものの現況値を上回るものではなく、その他については全て基準値を満たしており、事業者により講じることとしている環境保全

措置により影響を出来る限り低減していると評価されている。

さらに、環境影響評価時から申請時点までの環境影響予測に用いる文献の改訂等に伴い生じる環境影響予測の変化について起業者が任意の検証を行った結果、予測に用いられる計画交通量の減少等により、騒音予測において基準値を上回った地点についても環境基準を満足する結果を得られ、その他についても環境影響評価時と同程度ないし低減される結果となった。よって、本件事業の施行による環境への影響は極めて少ないものと判断されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価によると、貴重な動植物への影響について、本件事業区間周辺に重要な種の生息及び生育が確認されているが、その生息、生育環境の改変、消失は極一部であり周辺に同様の環境が広く残されることから影響は極めて小さく、事業者により講じることとしている環境保全措置により影響を出来る限り低減していると評価されている。

さらに、環境影響評価時から申請時点までの文献の改訂等に伴い新たに追加された動植物について調査を行った結果、いずれも本件事業実施による改変区域には生息していなかった。よって本件事業実施による影響は極めて小さいものと考えられている。

また、本件事業区間には、文化財保護法（昭和25年法律第14号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が19箇所所在するが、このうち7箇所については調査が完了し、影響がないものとの回答を得ている。残る12箇所のうち、10箇所については現在調査実施中であり、2箇所についても順次調査を実施する予定である。今後、調査により得られた結果については、島根県教育委員会と協議を行い、記録保存等の適切な措置を講じた上でその保護について十分留意して事業を進めていくこととしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、松江市街地の外環状道路として機能し、中心部と郊外を連絡する交通を分散し、現道の交通混雑の緩和と周辺都市と松江市橋北部との安全かつ円滑な交通確保により主要幹線道路としての機能向上を図ることを目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級及び第1種第3級の規格に基づき、4車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業計画は、平成15年3月28日に松江圏都市計画道路3・3・75号東津田下東川津線及び1・4・2号東津田連絡線として都市計画決定されており、和久羅トンネル（仮称）の縦断線形、平面線形の見直しに伴う南北坑口変更、トンネル延長の縮小及び法面の計画変更箇所を除き、ルート、起終点の位置及び標準幅員について整合しているものである。

なお、和久羅トンネル（仮称）については、トンネル延長の縮小を行ったことでコスト縮減及び近隣家屋とトンネル坑口の隔離が90mから240mとなり、ばい煙による影響の軽減や地下水保全の効果を得ることができるとしている。また、法面の計

画変更は、地質調査により得られた地形及び地質条件に対し、安全な法面を構築するための設計の見直しによるもので、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う一般国道9号の拡幅工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、松江市中心部と郊外を連絡する交通を分散し、現道の交通混雑の緩和と周辺都市と松江市橋北部との安全かつ円滑な交通確保のため、できるだけ早期に整備する必要があると認められる。

また、松江市から整備促進を強く要望されている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 島根県松江市役所